

**高知県環境基本条例**

(文化環境企画課)

**○経緯**

平成5年11月の環境基本法の制定や平成7年4月の機構改革による文化環境部の設置など、本県の環境行政は新たな視点に立った対応が求められることになり、文化及び環境それぞれの視点から各種施策を総合的に推進するため、「高知県環境基本条例」を平成8年3月26日に制定しました。

**○特色**

- (1) 環境の保全に加え、創造を目的の一つに明示したこと
- (2) 「森林及び緑地の保全」、「農村環境の保全等」、「清流の保全」など本県ならではの環境を再評価する項目を盛り込んだこと
- (3) 「都市部と中山間地域との連携の促進等」という県政の重要課題である中山間地域対策を位置付けたこと
- (4) 「環境影響評価の推進」、「環境教育及び環境学習の振興等」、「資源の循環的な利用等の促進」などの予防的手法を位置付けたこと
- (5) 環境基本計画とローカルアジェンダ21の策定を位置付けたこと

**○概要****前文（抜粋）**

私たちは、今までの経済効率優先を改め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を目指し、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、よりよい環境を築き、高知らしさあふれる県づくりをすべての県民の参加により推進し、将来の世代に引き継いでいくことを決意して、この条例を制定する。

**第1章 総則****(目的)**

**第1条** この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

- |     |         |
|-----|---------|
| 第2条 | 定義      |
| 第3条 | 基本理念    |
| 第4条 | 県の責務    |
| 第5条 | 市町村の責務  |
| 第6条 | 事業者の責務  |
| 第7条 | 県民の責務   |
| 第8条 | 高知県環境白書 |

**第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策**

- |                           |                          |
|---------------------------|--------------------------|
| 第1節 環境基本計画                | 第9条 環境基本計画               |
| 第2節 県が講ずる環境の保全及び創造のための施策等 | 第10条 施策の策定等に当たっての配慮      |
|                           | 第11条 環境影響評価の推進           |
|                           | 第12条 規則の措置               |
|                           | 第13条 助成等の措置              |
|                           | 第14条 施設の整備等の推進           |
|                           | 第15条 資源の循環的な利用等の促進       |
|                           | 第16条 都市部と中山間地域との連携の促進等   |
|                           | 第17条 森林及び緑地の保全等          |
|                           | 第18条 農村環境の保全等            |
|                           | 第19条 清流の保全               |
|                           | 第20条 美しい海及び海岸の保全         |
|                           | 第21条 環境美化の促進             |
|                           | 第22条 良好な景観の形式            |
|                           | 第23条 環境教育及び環境学習の振興等      |
|                           | 第24条 民間団体等の自発的な活動の促進     |
|                           | 第25条 情報の提供               |
|                           | 第26条 調査及び研究の実施等          |
|                           | 第27条 監視及び測定等             |
|                           | 第28条 総合調整等のための体制の整備      |
| 第3節 地球環境の保全               | 第29条 地球環境の保全に資する行動計画の策定等 |
|                           | 第30条 地球環境の保全に関する国際協力等    |

**第3章 国及び他の地方公共団体との協力等**

- |      |                  |
|------|------------------|
| 第31条 | 国及び他の地方公共団体との協力等 |
| 第32条 | 市町村への支援          |

## 高知県環境審議会

(文化環境企画課)

## ○概要

高知県環境審議会は環境基本法第43条及び自然環境保護法第51条に基づき、高知県内の環境保全に関する基本的事項や自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するために設置された知事の附属機関です。

審議会には総合部会、水環境部会、生活環境部会、自然環境部会、温泉部会の5つの部会が設置されており、それぞれの所掌事務について審議を行っています。

## 【各部会の所掌事務】

| 部会名    | 所掌事務   |
|--------|--|
| 総合部会   | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 部会の審議に関する総合調整に関すること。</li> <li>二 環境の保全に関する基本的事項に関すること</li> <li>三 前各号に掲げるもののほか、審議会の所掌事務で他の部会の所掌事務に属しない事項に関すること</li> </ul> |
| 水環境部会  | 水質、地盤沈下その他水環境に係る重要事項に関すること   |
| 生活環境部会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の防止に係る重要事項に関すること</li> <li>二 廃棄物処理に係る重要事項に関すること</li> </ul>   |
| 自然環境部会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 自然環境の保全に係る重要事項に関すること</li> <li>二 県立自然公園に係る重要事項に関すること</li> <li>三 鳥獣保護及び狩猟に係る重要事項に関すること</li> </ul>                         |
| 温泉部会   | 温泉に係る事項に関すること  |

## 【審議会及び各部会の開催実績（平成19年度）】

| 開催日                              | 会議名    | 議題   |
|----------------------------------|--------|--|
| H20.2.7                          | 環境審議会  | <p><b>諮問事項</b></p> <p>(1) 高知県公害防止条例等の見直しについて</p> <p><b>報告事項</b></p> <p>(1) 高知県環境基本計画の見直しについて</p> <p>(2) 平成19年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について</p> <p>(3) 第9次鳥獣保護事業計画の変更について</p> <p>(4) 高知県特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画の変更について</p> <p>(5) 高知県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画の変更について</p> <p>(6) 高知県指定希少野生動植物の指定について</p> <p>(7) 平成19年度第1回高知県環境審議会温泉部会審議報告について</p> |
| H19.6.14<br>H20.2.7<br>H20.2.22  | 総合部会   | (1) 高知県環境基本計画の見直しについて  |
| H20.2.7                          | 水環境部会  | (1) 平成20年度公共用水域及び地下水の水質測定調査について  |
| H19.7.25<br>H19.8.15<br>H20.2.21 | 自然環境部会 | <p>(1) 高知県指定希少野生動植物の指定について</p> <p>(2) 第9次鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣（イノシシ・ニホンジカ）保護管理計画の変更について</p> <p>(3) 高知県特定鳥獣（イノシシ・ニホンジカ）保護管理計画の変更について</p> <p>(4) 第10次鳥獣保護管理計画及び特定鳥獣（イノシシ・ニホンジカ）保護管理計画（第2期）の策定について</p>   |
| H19.8.23<br>H20.2.21             | 温泉部会   | <p>(1) 温泉法第3条の規定による温泉ゆう出目的の土地掘削許可について</p> <p>(2) 温泉法第9条の規定による動力の装置許可について</p>   |

## 環境活動支援センター えこらぼの活動

(環境共生課)

### ○現状と課題

県民の行う環境活動に対する支援や環境学習及び地球温暖化防止活動の推進拠点となる「環境活動支援センターえこらぼ」は、平成18年4月にこうち男女共同参画センター3階に開設されています。

センターの運営は、県内の環境活動を行う個人・団体が幅広く参加したネットワーク組織である「特定非営利活動法人環境の杜こうち」があたり、県の指定を受けて「高知県地球温暖化防止活動推進センター」の業務も行っています。

現在、地球温暖化対策における民生分野の取組の中核的な機能を担う役割が必要となっており、さらなる組織体制の整備や機能強化が求められています。

### ○施策の展開

(実施した取組)

#### 1 環境活動の支援

環境に関する情報発信、ミーティング・交流スペースの提供、環境活動への助成や活動へのアドバイスなど環境活動を行うグループやN P O 団体の活動を支援しました。

#### (1) 情報発信事業

メールニュースやホームページ等でイベント等の環境に関する情報を紹介しました。

また、平成19年10月20日に「環境活動見本市」を四万十市トンボ公園で開催し、様々な団体の活動を紹介するとともに、参加者同士の交流を行いました。



環境活動見本市の様子

### (2) 環境にやさしい買い物キャンペーン

ペットボトルやトレーといったプラスチックなどの容器包装類をいかに減らすことができるかが、家庭ごみを減らすポイントになっています。

このため、消費者が取り組むことのできる事例を紹介しながら、身近な買い物から環境にやさしいライフスタイルの実践を呼びかけるため、平成20年度も10月1日～10月31日の間、「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施します。

#### 【キャンペーン内容】

マイバッグの持参や、環境に配慮した商品の購入を呼びかける。

また、マイバッグアイデアを募集し、県内量販店等を巡回展示する「マイバッグキャンペーン」を開催する。



環境にやさしい買い物キャンペーンポスター

### (3) 環境活動団体への支援

①環境ホップ・ステップ・ジャンプ支援事業（環境活動支援事業費補助金）

平成19年度実績：14団体 2,601千円

平成20年度（予定） 3,000千円

②「絆の森」環境活動応援補助金

平成20年度（予定） 4,850千円

### 2 環境学習の推進

環境学習講師の紹介・派遣や学習機材を搭載した移動環境学習車E C Oまなぶの貸出しなどにより、学校や地域での環境学習の支援をしました。

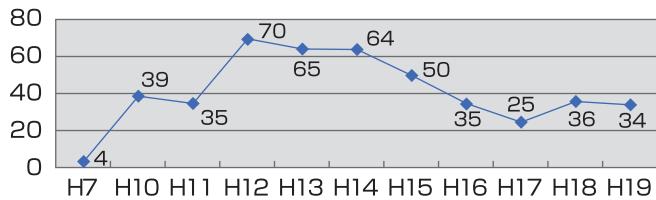
また、環境省が行うこどもエコクラブ事業の県事務局として、こども達が地域の中で楽しみながら自主的に行う環境学習や実践活動を支援しました。

#### (1) こどもエコクラブ事業

こどもエコクラブ登録数 34クラブ

（平成20年3月31日現在）

## 高知県のこどもエコクラブ数の推移（H20.3現在）



こどもエコクラブ交流会が平成20年1月5日に室戸市で開かれ、県内5クラブの児童と保護者20名の方が参加し、それぞれの活動を発表しました。

- 初月エコクラブ：生ゴミ堆肥を使用した「エコ農園」で野菜を栽培
- ぴーちくぱーちく：牛乳パック等を使用し、飛行機などの模型を作成
- 野市小エコクラブ：地球温暖化防止のための緑のカーテンや間伐材を使用したリスの巣箱づくり



エコクラブ交流会の様子

## (2) 環境学習講師派遣

平成19年度実績

講師派遣件数：57件（幼稚園：2、小学校：26、中学校：21、その他：27）

## (3) 移動環境学習車

ECOまなぶ号を無料で貸し出します。（1.5tガソリン車・普通免許で運転可）

使用にかかる燃料は負担していただきますが、学校で使用される場合は燃料費も無料とします。



ECOまなぶ号

## ※平成19年度貸出実績

ECOまなぶの貸出：26回  
機材のみの貸出：92回

(4) CO<sub>2</sub>削減コンテストの実施

学校での省エネ活動を推進するため、電気・水道使用量の削減量をCO<sub>2</sub>換算して削減割合を競いました。高岡郡津野町では、小中学校8校全校から応募があり、町を挙げての取組が行われました。

- コンテストの対象時期：9月～12月（過去3年間の同月期の平均値と比較）

- コンテストへの参加校：29校（小学校16校・中学校7校・高等学校6校）

## (5) 講師養成講座

## ① 「田んぼの生きものメッセンジャー」養成講座

目では見えにくい環境の変化を伝えてくれる田んぼの生きものたちを観察することで、農業と生きものの関係性や環境の変化などを社会や子ども達に伝えていく講師の養成を行いました。

- 参加者【第1回】19人【第2回】26人



「田んぼの生きものメッセンジャー」講座の様子

**②ナチュラルエコクッキング指導者養成講座**

増え続けるゴミや水質汚染、地球温暖化等の環境問題を食に対する意識の変化で改善できることを伝えていく講師の養成講座を行いました。

**■講座テーマ例**

「いのちに感謝！おいしく楽しいいのちまるごと“クッキング”」

**〈テーマ趣旨〉**

食べ物は、根や葉、皮までまるごといただくことで“いのち”そのものを味わうことができます。ゴミも出ず、地場のものをいただくことで輸送エネルギーの削減にもなります。

**■参加者 15人**

エコクッキングの様子

**3 地球温暖化防止活動推進センターの活動****(1) 高知県地球温暖化防止活動推進員**

県では、地域で率先して温暖化防止の活動に取り組み、普及啓発を行う地球温暖化防止活動推進員（以下、推進員）を平成18年度に20名、平成19年度には21名、そして平成20年度には新たに9名委嘱しました。

推進員は、自らの活動や、県及び市町村などが行う地球温暖化防止に関する行事などへの参加を通じて、県民のみなさんに地球温暖化の現状やその対策についての知識を広め、身近なところから地球温暖化防止活動に取り組めるようアドバイスやお手伝いをします。

地球温暖化防止活動推進センターでは、県から委嘱されている推進員に、地球温暖化に関する知識や普及啓発の方法について研修を行うなど、活動をサポートしています。



推進員研修の様子

**(2) 高知県省エネマイスターの誕生**

高知県では、地球温暖化防止の有効な手段として省エネ家電の普及を図るため、「高知県省エネマイスター」の登録を行いました。

「省エネマイスター」とは、省エネ家電の知識を習得し、地球温暖化防止を全体的な視点から考えることができる方々です。

平成19年度に12名、平成20年度には37名「省エネマイスター」が誕生し、高知県が登録しました。



省エネマイスターのステッカー



登録証授与式の様子

### (3) コツ(CO2)コツ(CO2)電気削減コンテストの実施

身近なエコで「CO<sub>2</sub>削減」ということで、高知県内の家庭を対象に、電気使用量を前年同月と比較し、削減率を競いました。

約300名の申請があり、上位10名の方々が表彰されました。1位の方は67%削減されています。



コツコツコンテストポスター

#### ※削減方法の例

- ・エアコンの使用を見直し、「アイスノン」で暑い夜を過ごす。
- ・こまめに電気を消す。など

### (4) コツコツカツコツキャンペーン(温暖化対策「一村一品・知恵の環づくり」事業)の実施

「一村一品・知恵の環づくり」事業とは、全国各地での地球温暖化対策を掘り起こし、全国的な盛り上がりをつくろうと環境省が19年度から実施しています。地球温暖化防止活動推進センターもキャンペーンを実施し、取組のコンテストを実施しました。

15団体から申請があり、県大会で各団体のプレゼンテーションが行われ、県代表が選出されました。

#### ■高知県代表

「高知大学同好会 こどもの森  
環境劇を通じた温暖化対策の普及啓発」



環境劇の様子

### (5) 省エネ住宅の普及啓発

住宅の新・改築時に“高知県の特色を活かした省エネの住まい”を普及する省エネ住宅アドバイザーや養成講座を実施しました。

また、自分に合った土佐の家づくりや快適な住まい方などをパンフレットやイベントなどで普及啓発を図りました。

#### 【住まい方の工夫ができる省エネの一例】

##### ①暑さの解消

- ・西面、南面の窓にカーテンやすだれを設置
- ・エアコンの効率を良くするために扇風機を活用

##### ②寒さの解消

- ・厚手のカーテンや窓に断熱シートを貼付
- ・窓の隙間に補修テープを貼付

#### ■プチ省エネ対策

プチプチシート：窓ガラスにプチプチシートを貼り、断熱効果を上げることができます。貼るときのコツは、凸面を窓の内側（室内側）ガラス面に貼ることです。冬暖かく、外からの目隠しにもなります。



プチプチシートの活用で断熱効果

### (6) 地球温暖化防止フォーラムの開催

平成20年9月27日、高知県地球温暖化防止県民会議設立総会の基調講演として、「地球温暖化フォーラム」を開催し、社会的な仕組みを変革する様々な提案と行動を実践されてきた枚本氏を招き、地球温暖化防止を推進するため、「持続可能性」の観点から地域における具体的な対策について講演いただきました。



地球温暖化フォーラムの様子 参加者200人

### (7) 普及・啓発事業の主催

キャンドルナイト\*を夏至と冬至に行うことや、打ち水効果大作戦、県庁正面玄関ロビーを活用したパネル展など、幅広い普及啓発事業の継続的な実施を検討しています。

平成20年度は、特に7月7日の北海道洞爺湖サミット開会日に、午後8時から県庁全庁一斉消灯を実施し、地球温暖化防止に向けての取組を強化しました。



県庁ロビー展の様子



キャンドルナイト

#### —用語解説—

##### ※ キャンドルナイト

電気を消すことによりゆったりとした時間をつくり、地球環境について考えたり、現代社会のライフスタイルについて見つめ直すイベントです。

### (実施しようとする取組)

引き続き、これまでの環境学習の支援を行うとともに、今後は高知県地球温暖化防止県民会議において、県民、事業者、各種団体及び行政機関等が連携・協働して、温室効果ガスの削減に取り組み、県内の地球温暖化防止活動を推進します。

### 環境活動支援センターえこらぼ (高知県地球温暖化防止活動推進センター)

場所：ソーレ3階 (77.72m<sup>2</sup>)

利用時間（日曜日閉館）

月～土：9:00～20:00

TEL 088-802-2201

FAX 088-802-2205

E-mail center@ecolabo-kochi.jp

URL <http://ecolabo-kochi.jp>

## 豊かな環境づくりの支援 (豊かな環境づくり総合支援事業)

(環境共生課)

### ○概要

循環型社会づくりビジョンの実現に向けて、市町村等（県内の市町村、一部事務組合など）が、県の環境政策と連携した取組（以下の5つの方向性）を県内で行うハード及びソフト事業に要する費用に対して補助を行います。

- ①自然環境を守る取組
- ②ゴミ問題への取組
- ③地球温暖化対策への取組
- ④環境学習の推進
- ⑤環境ビジネスの推進

[補助金交付先] 市町村等

[補助率] 補助対象経費の1/2以内

[補助限度額] 100千円以上～5,000千円まで

### ■これまでの補助実績

| 年度     | 補助件数 | 補助金額(千円) |
|--------|------|----------|
| 平成11年度 | 40   | 101,823  |
| 平成12年度 | 34   | 99,105   |
| 平成13年度 | 17   | 91,268   |
| 平成14年度 | 15   | 56,619   |
| 平成15年度 | 22   | 57,888   |
| 平成16年度 | 13   | 46,146   |
| 平成17年度 | 23   | 39,668   |
| 平成18年度 | 23   | 26,548   |
| 平成19年度 | 9    | 10,158   |

### ■H19年度採択事業

| 募集 整理番号 | 事業名   | 事業概要  | 事業実施者 | 事業費    |        |
|---------|---|---|-------|--------|--------|
|         |   |   |       | 総事業費   | 補助金額   |
| 1次      | 1 北原クリーンセンターストックヤード新築工事   | 家電製品の不法投棄防止及び適正な資源のリサイクル利用を目指して、既存施設である北原クリーンセンター内に、廃棄家電製品の一次保管場所（ストックヤード）を整備する事業である。   | 土佐市   | 5,000  | 2,415  |
|         | 2 かわうそのまちづくり事業  | 平成18年度に作成した「すさき生きもののマップ」は、市内の野生動物の不思議な生態やそれらが観察できる場所を表したマップで、市民はもとより市外からの観光客等にも啓発しており、本事業はそのマップに掲載している生きものについての「看板」を作成・設置して、現場を訪れた方の環境意識の向上を図るものである。    | 須崎市   | 489    | 244    |
|         | 3 特別展「南極～その不思議と魅力～」   | 日本の南極観測50年の歩みや南極の様々な事象を通して、オゾンホールや地球温暖化などの地球環境問題について啓発するものであり、その自然の不思議と魅力についても紹介する展示会を開催するとともに、専門家による「南極の自然と環境」と題して、地球環境に関する危機意識、環境保護について講演会を開催して啓発を行う。 | 越知町   | 675    | 337    |
|         | 4 安田川クリーンアップ推進事業  | 住民ボランティアによる安田川河川敷の不法投棄ゴミの撤去や清掃作業、パトロールを行い、環境美化活動に取り組むとともに、河川環境についての意識啓発として、地域の子供たちと水生生物調査や環境美化看板の作成・設置を行う。  | 安田町   | 250    | 114    |
| 2次      | 5 太陽光発電設備設置事業   | 地球温暖化防止のため、安芸市では新エネビジョン、省エネビジョンを策定し、「市民と歩むエコ都市・安芸」を目指して温室効果ガスの排出削減を進めている中で、今回、公共施設（保育所）に太陽光発電施設を設置し、自然エネルギーの活用とその啓発、情報発信を行う。                            | 安芸市   | 14,984 | 5,000  |
|         | 6 足摺宇和海国立公園沖の島海中公園区域におけるサンゴへのオニヒトデ等による食害防止を行い、サンゴ礁景観を保護するものである。また、この取組に関しては、情報発信し、環境保全の意識啓発も行う。 | 宿毛市   | 308   | 153    |        |
|         | 7 地球環境の保全の推進（風サミットの開催）  | 「風」を標榜する全国の自治会の連携強化により、再生可能なクリーンエネルギーである風力発電の開発研究及び利用・普及を総合的に促進し、地域環境と地域振興に寄与することを目的として、全国の参加市町村が参加・実施する「風サミット」のイベントを開催する。                              | 檍原町   | 3,200  | 1,012  |
|         | 8 海洋資源保全活用事業  | 大月町の沿岸域のサンゴ群集を保全し、海洋資源の持続的な活用を図ることを目的として、サンゴの被害状況基礎調査、サンゴ保全協議会設置・会議開催、サンゴ食害生物の駆除、サンゴ移植の実施を行うものである。  | 大月町   | 1,386  | 693    |
|         | 9 ゴミ減量化・環境で拓くまちづくり  | 「環境で拓くまちづくり」を目指して、ゴミの減量化、環境保全と地域づくりなどについて基本的な課題の整理、具体的な取組について施策構築へ向けて、環境NPO等と連携した検討、自然環境・生活環境保全の住民意識向上等に取り組むものである。                                      | 中土佐町  | 380    | 190    |
| 合 計     |   | 9 件   |       | 26,672 | 10,158 |

**環境影響評価制度**

(環境共生課)

**○概要**

環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して国民、県民などから意見を聴き、それらを踏まえたうえで環境への配慮を行う制度です。

**○国・県の制度の状況と運用**

環境影響評価法が平成11年6月に、また、県では平成11年10月に環境影響評価条例を施行し、それぞれの制度に基づき環境アセスメントの手続きが実施されています。

環境影響評価法に基づき手続きを実施した開発事業を＜表1＞に、また、高知県環境影響評価条例に基づき手続きを実施した開発事業を＜表2＞に示します。

**表1 【環境影響評価法に基づく  
環境アセスメント実施状況】**

|                         |                            |
|-------------------------|----------------------------|
| 事業の名称                   | 太平洋セメント土佐工場発電所<br>3号発電設備建設 |
| 建設地                     | 高知市孕西町                     |
| 事業者名                    | 太平洋セメント(株)                 |
| 規模等                     | 火力発電所出力167,000kw           |
| 方法書 <sup>*1</sup> 受理年月日 | H11.8.30                   |
| 準備書 <sup>*2</sup> 受理年月日 | H13.12.12                  |
| 評価書 <sup>*3</sup> 受理年月日 | H14.12.18                  |

**表2 【高知県環境影響評価条件に基づく  
環境アセスメント実施状況】**

| 事業の名称                   | 一般国道493号<br>東洋北川線  | 都市計画道路<br>窪川佐賀線                       |
|-------------------------|--------------------|---------------------------------------|
| 建設地                     | 東洋町～北川村            | 窪川町<br>(現四万十町)<br>～<br>佐賀町<br>(現黒潮町)  |
| 事業者名                    | 高知県                | 国土交通省<br>※アセス主体は<br>高知県<br>(都市計画決定権者) |
| 規模等                     | 地域高規格道路<br>4車線約7km | 一般国道<br>自動車専用道路<br>2車線約17km           |
| 方法書 <sup>*1</sup> 受理年月日 | H12.6.29           | H12.10.23                             |
| 準備書 <sup>*2</sup> 受理年月日 |                    | H15.12.11                             |
| 評価書 <sup>*3</sup> 受理年月日 |                    | H16.11.2                              |

**—用語解説—****※1 方法書**

環境アセスメントの調査の方法などを示した計画

**※2 準備書**

方法書に元づき、調査・予測・評価した結果

**※3 評価書**

準備書に対する意見を検討・反映した環境アセスメントの最終結果

詳しい情報は、下記URLに掲載しています。

<http://www.pref.kochi.jp/~junkan/assess/assesstop.html>  
また、同条例の対象事業一覧表を＜表3＞に示します。

表3 【高知県環境影響評価条例の対象事業等一覧】

| 対象事業の種類   |   | 第1種事業   | 第2種事業  |
|---|---|---|--|
| ①道路   | 一般国道、県道、市町村道                              | 4車線・10km以上<br>—   | 4車線・5km以上10km未満<br>2車線・10km以上(特別地域)<br>幅員6.5m・10km以上20km未満<br>2車線・10km以上(特別地域) |
|   | 林道<br>農道                                  | 幅員6.5m・20km以上<br>—  |  |
| ②河川   | ダム<br>堰<br>放水路                            | 貯水面積100ha以上<br>湛水面積100ha以上<br>土地改变面積100ha以上               | 貯水面積50ha以上100ha未満<br>湛水面積50ha以上100ha未満<br>土地改变面積50ha以上100ha未満                  |
| ③鉄道   | 普通鉄道<br>軌道                                | 長さ10km以上<br>長さ10km以上                                      | 長さ5km以上10km未満<br>長さ5km以上10km未満   |
| ④飛行場  |   | 滑走路長2500m以上   | 滑走路長1250m以上2500m未満   |
| ⑤発電所  | 水力発電所<br>火力発電所(地熱以外)                      | 出力 3万kw以上<br>出力15万kw以上                                    | 出力1.5万kw以上 3万kw未満<br>出力7.5万kw以上15万kw未満   |
| ⑥廃棄物処理施設  | 最終処分場<br>一般廃棄物焼却施設<br>産業廃棄物焼却施設<br>し尿処理施設 | 面積30ha以上<br>処理能力100t/日以上<br>処理能力100t/日以上<br>処理能力100kl/日以上 | 面積15ha以上30ha未満<br>—<br>—<br>—  |
| ⑦公有水面の埋立て及び干拓   |   | 面積50ha超   | 面積25ha以上50ha以下   |
| ⑧下水道終末処理場   |   | 計画排水量2万m³/日以上   | —  |
| ⑨工場又は事業場<br>(製造業、ガス供給業、熱供給業)  |   | 最大排ガス量4万Nm³/時以上<br>又は平均排水量1万m³/日以上                        | —  |
| ⑩畜産施設   | 豚舎<br>牛舎                                  | 飼育頭数5000頭以上<br>飼育頭数 500頭以上                                | —<br>—   |
| ⑪土又は岩石の採取   |   | 面積50ha以上  | —  |
| ⑫土地区画整理事業   | ※   | 面積100ha以上   | 面積50ha以上100ha未満  |
| ⑬流通業務団地造成事業   | ※   | 面積100ha以上   | 面積50ha以上100ha未満  |
| ⑭宅地の造成  | ※   | 面積100ha以上   | 面積50ha以上100ha未満  |
| ⑮レクリエーション施設   | ※   | 面積50ha以上  | —  |
| ⑯複合開発事業(上記※のものを併せて複数実施するもの)   |   | 各事業の面積比の合計が1以上のもの   | 面積の合計50ha以上  |
| ○港湾計画   |   | 埋立・堀込み面積150ha以上   |  |
| (注1) 「第1種事業」とは、必ず環境影響評価の手続を行う事業、「第2種事業」とは、環境影響評価の手続が必要かどうかの判定を知事が行う事業をいいます。 |   |   |  |
| (注2) 「特別地域」とは、鳥獣保護及狩猟二関スル法律、自然公園法、自然環境保全法等で指定等が行われた地域をいいます。                 |   |   |  |

# 文化環境評価システム

(環境共生課)

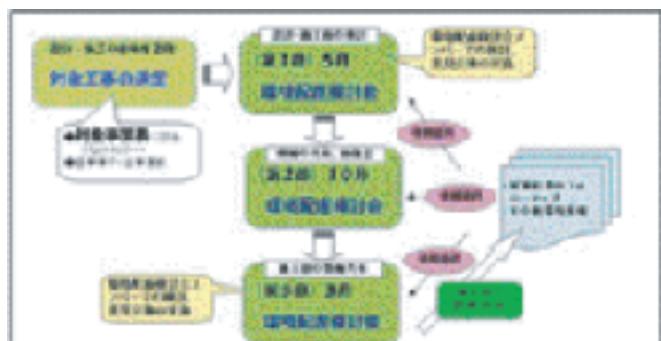
## ○概要

県が公共事業等のハード事業を行う際に、文化環境配慮方針に基づき、環境負荷の軽減と地域文化の保存・活用を継続的に行う全廻的なシステムとして、平成11年度から実施しています。

対象は、県が行う公共事業等のハード事業の全事業種別となっていますが、事業費が一定規模以上の対象工事について、平成17年度までは自己評価でしたが平成18年度からは工事発注前に検討会を行い、より効果のある環境配慮を検討しています。

配慮の内容は、文化環境配慮方針の項目の中からそれぞれの現場において検討が必要と思われる項目をとりあげ、その項目等について検討を行い、工事後はできた環境配慮について情報発信・情報共有を行っています。

## 【システムフロー】



## ○配慮方針

配慮項目は下記のように、全事業種別が対象の「**共通配慮事項**」と、事業種別ごとに異なる「**個別配慮事項**」から構成されており、共通配慮事項は図のような4分野で25項目設定し、また、個別配慮事項は事業種別ごとに3～13の項目を設定しています。

例えば、共通配慮事項の「健全な生態系の維持・創造」の分野では、「多様な生態系の維持・創造」、「動物の移動経路の確保」などの項目を設け、生態系への環境保全を検討、実施します。

また、河川事業の個別配慮事項では、「多自然型工法の導入の検討」や「魚の産卵、遡上時期の工事の回避」などの項目を設けて、河川工事が環境へ影響することについて検討します。



詳しくは、下記URLを参考にして下さい。

[http://www.pref.kochi.jp/~junkan/bunka\\_sys/page\\_14.html](http://www.pref.kochi.jp/~junkan/bunka_sys/page_14.html)

### ○配慮の状況

平成11年度から19年度までの9ヶ年で合計739件(H19年度は19件)の工事を評価してきました。

配慮できなかった理由としては、予算制約、住民の意向のほか、防災面、安全面や経済性の優先などがありました。



## 壞境配慮梗討会の様子(H20.6)

### ○具体的な配慮例

平成19年度の工事（事業）で取り組んできた配慮の具体的な内容を抜粋して紹介します。

## ■ 安芸広域公園整備工事（公園事業）

工事区域内に生育するホタルの保全と繁殖のため、  
「ホタル」に配慮した水路を施工しました。

また、護岸工の施工にあたっては、ラップストーン工法<sup>\*1</sup>を採用することにより、自然に近い景観の確保と生態系に配慮した構造としました。



## 竹炭を用いた水質浄化設備

### ■女性相談所建築主体工事（建築事業）

エネルギーの高効率化及び省エネのため、太陽光発電パネルの設置、自然光の館内への取り込み、効果的な断熱施工、高気密性を高めた施工を行いました。

また、人や周辺環境にやさしい施工として、バリアフリー対応、誰もが使いやすい仕様、安全な建材、周辺住民にも役立つ施設構造としました。



高知県女性相談支援センター（H20.3竣工）

### <施設内の施行箇所>



太陽光発電設備

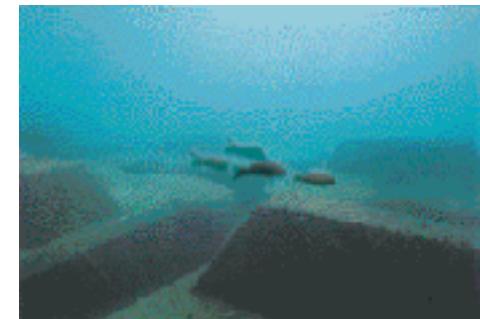


床はひのきのフローリング

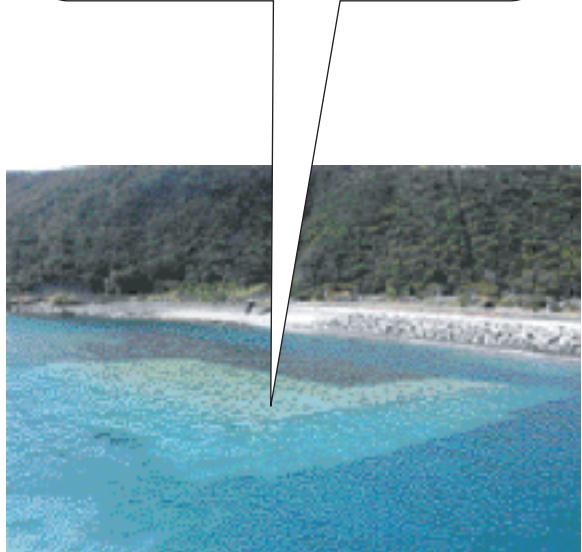
### ■岩戸海岸浸食対策工事（海岸事業）

現地は、砂浜の侵食傾向が激しい場所であり、国道55号や人家が背後にあることから、防災対策として工事を行いましたが、一方ではアカウミガメの産卵箇所（県の保護区に指定）ともなっており、アカウミガメの上陸を妨げないような工法（人工リーフ）としました。

また、この人工リーフの魚礁効果により、魚介類の生息場所を創出します。施工方法についても、適宜、濁水対策や排ガス対策型・低騒音型の重機を使用するなど、環境への負荷を低減するよう配慮しました。



魚類の群れを確認



浸食対策として放置された人工リーフ

### ■西ノ川通常砂防工事（砂防事業）

砂防堰堤の構造をコンクリートスリット<sup>\*2</sup>としていることで、河川上下流間の遮断を防止し、小動物及び魚類等の移動経路を確保しました。

また、現場下流側に沈砂池を設置し、河床掘削時に発生する濁水の流下を防止しました。



沈砂池

### ○平成20年度の取組

平成20年度は、以下の全24工事を対象として環境配慮を進めています。

|         |   |            |    |
|---------|---|------------|----|
| ■一般道路事業 | 5 | ■河川事業      | 1  |
| ■砂防事業   | 4 | ■海岸整備事業    | 1  |
| ■港湾建設事業 | 1 | ■漁港整備事業    | 3  |
| ■林道整備事業 | 3 | ■治山事業      | 3  |
| ■農道整備事業 | 1 | ■用排水施設整備事業 | 2  |
|         |   | 計          | 24 |

それぞれの工事において、予算的な制約はあります、今後、さらに職員自らの文化・環境への配慮が高まり、環境負荷への軽減と地域文化の保存、活用が継続的に行われていくように努めています。

#### ——用語解説——

##### ※1 ラップストーン工法

製品間に空隙があり、魚やカニ等が生息できる多孔質な護岸で、魚巣機能もあります。

##### ※2 コンクリートスリット

通常時にスリットから下流へ土砂を流すことにより、河川環境を自然に近い状態に保てるると同時に、スリットを魚道として利用でき生態系への配慮にもつながります。

### 本庁舎の雨水利用システム

(管財課)

#### ○概要

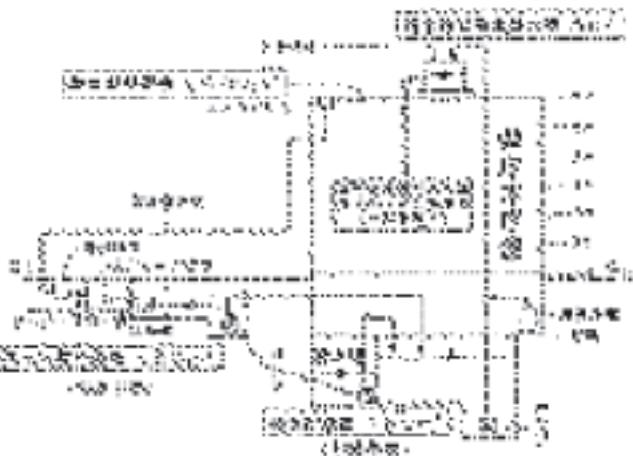
平成13年2月15日から本庁舎屋上（約2,000m<sup>2</sup>）に降った雨を雨桶を使って集水し、地下貯留槽に貯水しています。県庁周辺のわき水と合わせてポンプで本庁舎屋上に新設した雨水利用高架水槽にくみ上げ、本庁舎に21ヵ所あるトイレに配水し洗浄水として利用しています。

地下貯留槽として、使われなくなった旧蓄熱槽や、旧浄化槽と配管などの遊休施設を活用しています。このため事業費も約1,500万円と安価に抑えることができました。

平成19年度実績で約8,800トンだったトイレ洗浄水の約72%を雨水等でまかない、年間230万円程度の節減になっています。



雨水再利用高架水槽（本庁舎屋上）



雨水利用装置の概要『庁舎設置略図』

## 文化環境アドバイザー制度（文化環境企画課）

### ○概要

高知らしさあふれる文化の県づくりを推進するため、県等が公共事業等を行う際に、各分野の専門家から、環境や景観への配慮やデザイン等について、提案、アドバイスを受けることのできる制度です。

平成7年度から実施しており、現在は、文化環境アドバイザーとして、23名の方に委嘱しています。

### ■文化環境アドバイザーの業務

- ①県等が建設（修繕を含む）する公共施設の景観、緑化、デザイン、色彩等に関する提案、アドバイス
- ②県等が作成する刊行物のデザイン等に関する提案、アドバイス
- ③モデルケースとなる公共施設、景観、まち並み等の顕彰
- ④景観、緑化、デザイン等に関する普及啓発のための研修、講演
- ⑤高知らしさあふれる文化の県づくりを推進するにあたっての提案、アドバイス
- ⑥その他景観、緑化、デザイン等のレベルアップに必要な事項

※上記以外にも、文化や環境に関することについて、相談やアドバイスを受けることができます。



### ■文化環境アドバイザーネーム簿

| 分野           | 氏 名     | 職 業 等                                 |
|--------------|---------|---------------------------------------|
| まちづくり（景観・建築） | 上 田 喬 世 | 建築士<br>(合)上田建築事務所代表社員                 |
|              | 松 村 みち子 | タウンクリエイター代表<br>(都市プランナー、まちづくりコンサルタント) |
|              | 進 士 五十八 | 東京農業大学教授・前学長<br>日本学術会議会員              |
|              | 篠 原 修   | 政策研究大学院大学教授                           |
|              | 稻 田 純 一 | (株)ウイン代表取締役<br>シンガポール国立公園公団コンサルタント    |
|              | 佐 藤 泰一郎 | 高知大学農学部准教授                            |
|              | 石 井 忠 彦 | 牧野植物園                                 |
|              | 重 山 陽一郎 | 高知工科大学准教授                             |
|              | 山 崎 喬 右 | 高知大学名誉教授                              |
|              | 藤 原 美 江 | (株)フジ・アート代表取締役                        |
| 自然環境         | 中 川 浩 二 | 山口大学名誉教授                              |
|              | 福 留 僚 文 | (株)西日本科学技術研究所所長                       |
|              | 澤良木 庄 一 | 四万十川自然科学研究所所長                         |
|              | 濱 田 吉 成 | 樹木医<br>濱田樹木医事務所代表                     |
|              | 山 岡 耕 作 | 高知大学大学院教授                             |
|              | 澤 田 佳 長 | 野生生物環境研究センター<br>(財)日本鳥類保護連盟評議員        |
|              | 中 村 滉 男 | (社)生態系トラスト協会会長                        |
| デザイン         | 今 井 嘉 彦 | 高知大学名誉教授                              |
|              | 岩 瀬 文 人 | 黒潮生物研究所所長                             |
|              | 石 川 慎 吾 | 高知大学理学部教授                             |
|              | 長 澤 忠 徳 | 武蔵野美術大学教授<br>カルチャラル・エンジニアデザインコンサルタント  |
| デザイン         | 加 藤 俊 男 | 工業デザイナー<br>(有)イメージラボテクスト代表取締役         |
|              | 鍵 岡 正 謹 | 岡山県立美術館館長                             |

**文化環境功労者表彰**

(文化環境企画課)

**○概要**

県では、文化の振興、環境の保全及び県民生活の向上に功績のあった個人や団体を表彰しています。

表彰の基準は、活動期間が概ね5年以上で、下記の表彰分野に該当する県内在住の個人や団体、又は先導的、先駆的な活動など、地域の規範として特に顕著な功績が認められることとしています。

受賞者（団体）は、推薦のあったものの中から、選考委員会によって審査し、決定されています。

この表彰は、平成8年度から実施しており、平成19年度までに77の個人・団体を表彰しています。

また、環境関係では、14の個人・団体を表彰しています。

**■表彰分野**

- ①芸術の振興、文化財の保護など文化芸術の振興及び国際交流に尽くしたもの
- ②自然環境の保護、廃棄物の処理、循環型社会づくりなど環境の保全に尽くしたもの
- ③消費生活、安全安心まちづくり、社会貢献活動、男女共同参画など県民生活の向上に尽くしたもの

**■平成19年度受賞者（団体）**

|                   |                          |
|-------------------|--------------------------|
| 芸術文化              | 野中 秀偉、岡本 優枝              |
| 文化財の保護<br>自然環境の保護 | 大脇 保彦、入交 幸三              |
| 国際交流              | 吉川 浩史<br>高知市立高知商業高等学校生徒会 |

**■表彰実績**

| 年<br>度 | 回<br>数      | 受賞者<br>(団体) | 受賞分野 |        |      |      |         |       |
|--------|-------------|-------------|------|--------|------|------|---------|-------|
|        |             |             | 芸術文化 | 文化財の保護 | 生活文化 | 国際交流 | 自然環境の保護 | 環境の保全 |
| H<br>8 | 第<br>1<br>回 | 4           | 2    | 1      |      |      |         | 1     |
| 9      | 2           | 7           | 5    |        |      | 1    |         | 1     |
| 10     | 3           | 5           | 2    |        |      |      | 1       | 1     |
| 11     | 4           | 7           | 1    | 2      |      | 1    |         | 3     |
| 12     | 5           | 5           |      | 2      |      | 2    |         | 1     |
| 13     | 6           | 9           | 5    | 2      |      | 1    |         | 1     |
| 14     | 7           | 6           | 3    | 1      |      | 1    |         | 1     |
| 15     | 8           | 7           | 4    | 1      |      | 1    |         | 1     |
| 16     | 9           | 7           | 3    | 1      | 1    |      |         | 2     |
| 17     | 10          | 7           | 2    | 1      |      | 2    |         | 2     |
| 18     | 11          | 7           | 1    | 4      |      | 2    | 2       |       |
| 19     | 12          | 6           | 2    | 2      |      | 2    | 2       |       |
| 合 計    |             | 77          | 30   | 17     | 1    | 13   | 5       | 14    |
|        |             |             |      |        |      |      |         | 1     |

※分野は重複している場合がありますので、受賞者（団体）の計とは合わないところがあります。

